

令和2年度 事業計画

社会福祉法人邑南町社会福祉協議会

基 本 方 針

少子高齢と人口減少に伴う過疎化が進む邑南町では、家族規模・構成や働き方の変容等、社会構造の変化等を背景に家族や職場、地域の支えあい機能が低下しており、社会的孤立や経済的困窮、貧困の世代間連鎖等、これまでの制度やサービスの枠組みだけでは十分対応できない複合的で深刻な課題が顕在化してきている。

国においては「ニッポン一億総活躍プラン」等により、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我がこと」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換等をめざす「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとする社会福祉制度全般の改革がすすめられています。

「全社協 福祉ビジョン 2011」の実現に向け、取り組むべき具体的な行動宣言として「①あらゆる生活課題への対応」「②相談・支援体制の強化」「③アウトリーチの徹底」「④地域のつながりの再構築」「⑤行政とのパートナーシップ」が示されています。本会の行動指針となる「地域福祉活動計画」(第二次)が最終年を迎える本年は、過去の検証・評価をもとに(第三次)の計画策定を行います。

社会福祉法人制度改革に伴い、市町村社会福祉協議会には、これまで以上に高い公共性と公益性が求められており、制度の狭間にある地域の課題に積極的に対応し、その存在意義を改めて高める取組が求められています。

地域福祉は新たなステージへ向かっており、施策化の時代を迎えていると言われております。これまで積み上げてきた**社協ブランド(らしさ)**を再認識するとともに上部団体の提唱する**(つなげる)(受け止める)(挑戦する)**を共通する行動方針とし、社協職員行動原則に従い活動展開を行ってまいります。

本会は、住民ニーズ基本の原則、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域福祉の実現を図るとともに、併せて介護保険事業等、自主・自立の法人経営をめざすべく諸事業・諸活動を展開します。

1. 地域の福祉力を向上させるために、地域における多様な生活・福祉課題を町民及び関係機関・団体の新たな連携・協働により発見し見守り、必要な支援を迅速に行うとともに、制度の狭間になっている問題を見逃さない地域づくりをすすめます。
2. 住まい、就労をはじめ地域生活のあらゆる場面において、すべての人の権利が守られるよう一人ひとりに寄り添い支援するとともに、ともに支え高めあいながら、心豊かに生活できる社会の実現を図るための取組みをすすめます。
3. 福祉事業・福祉活動等を通しての**福祉教育**の充実深化を図り、温かい心の通い合う中山間地域「邑南」、らしい福祉風土の醸成に努めます。
4. **介護保険事業・障がい福祉サービス事業等**の利用者の尊厳を基本とし、個々のニーズに基づく高品質な福祉サービスを提供します。

以上の基本方針に基づき、「**住みたくなる、住んでよかった、住み続けたい**」安心して豊かに暮らせる田舎づくりを目指します。

重 点 目 標

1. 法人の運営
 - 1) 経営・管理体制の強化及び事業運営の透明性の向上
 - 2) 財務規律の強化
 - 3) 役員による事業運営への積極的な関与

2. 地域福祉の推進
 - 1) 「発見」「見守り」「つなぎ」のネットワークづくり
 - 2) 福祉の学びあい、助け合いの推進
 - 3) 包括的な相談体制の構築と包括的な生活支援の充実

3. 介護保険・障がい福祉サービス事業所の経営
 - 1) 居宅介護支援事業所
 - 2) 訪問介護事業所
 - 3) 通所介護事業所
 - 4) 訪問看護事業所
 - 5) 福祉用具貸与・販売事業所

4. 地域支援事業の推進
 - 1) 通所型介護予防事業（交流型デイサービス）
 - 2) 訪問型介護予防事業（訪問給食サービス）

市町村社会福祉協議会の活動原則

- | | |
|--------------|---|
| 【住民ニーズ基本の原則】 | 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 |
| 【住民活動主体の原則】 | 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 |
| 【民間性の原則】 | 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対して、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動をすすめる。 |
| 【公私協働の原則】 | 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 |
| 【専門性の原則】 | 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 |

【総 務 課】

1. 法人運営（理事会、評議員会、委員会、部会の運営）
 - ・役員会〔5月、6月、9月、12月、3月〕令和1.6～令和3.6
 - ・評議員会〔6月、3月〕平成29.4～令和3.6
評議員 25名以上 29名以内
 - ・総務部会・事業部会の開催
 - ・表彰審査委員会の開催（10月）
（第15回邑南町総合社会福祉大会にて表彰）
社会福祉協議会会長表彰
「社会福祉事業功労者」「社会福祉事業協助者」「在宅介護功労者」
2. 課長会議の開催（毎月第1月曜日）事業推進の検討・調査・研究
 - ・事業推進の検討
3. 第二次邑南町地域福祉活動計画（H28～H32）の評価検討委員会の開催
 - ・邑南町地域福祉活動計画評価検討委員会の開催〔2月下旬予定〕
（地域福祉課）
 - A. 地域福祉活動計画への住民の参加促進
 - B. 地域福祉関係機関・団体ネットワーク化と連携・協働体制の整備
 - C. 総合相談、支援センターの整備
（在宅福祉課）
 - D. 在宅福祉サービスの開発・推進機能の強化
（総務課）
 - E. 法人の発展・強化計画
4. 事業経営管理（マネジメント）体制の強化
 - ・理事・監事研修の実施
邑智郡社会福祉協議会（研修会）川本町予定
 - ・監事監査（決算5月、中間11月）
 - ・内部経理監査の実施（3月）
5. 自主財源の造成と適正運用
 - ・国債の運用及び利金の有効活用
老人福祉センター解体費用（自己負担分）の確保
車両購入のための積立
6. 会員会費（一般、賛助、団体、特別）の理解と啓発活動
 - ・一般会員会費（年額800円）の納入（6月末）
 - ・団体会員 7社会福祉・医療法人・11地区社協・老人クラブ
目標 280万円
会費のお願い・お礼を広報「おおなん社協」へ掲載
前年度1月より住宅等へ広報配布をしており、一般会員会費の募集

- 7. 労務管理の充実
 - ・ 職員の資格（介護支援専門員、介護福祉士ほか）
「社会福祉士」「介護福祉士」等、資格取得における助成制度
 - ・ 私傷病に関する職員の復職に関する取扱い
 - ・ 職員研修（職員研修計画）
 - ・ 職員採用試験の実施（有資格者ほか若干名）
- 8. 新盆お供え配布について（線香セット）200件
昨年7月1日～本年6月30日まで
- 9. 指定管理施設の維持管理 H26.4～R6.3（10か年）
 - ・ 瑞穂東デイサービスセンター
 - ・ 邑南町高齢者生きがい活動センター
 - ・ 邑南町福祉用具貸与リサイクルセンター
 - ・ 邑南町石見デイサービスセンター
 - ・ 邑南町高齢者ふれあいプラザ雲海
 - ・ 邑南町高齢者生活福祉センター「安心センター」
 - ・ 邑南町高齢者創作活動施設「ねんりん工房」
- 10. 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
 - ・ 現況報告書・計算書類・財産目録
 - ・ 社会福祉充実残額算定シート
 - ・ 「地域における公益的な取組」の記載
- 11. 社会福祉法人・医療法人地域貢献活動連絡協議会の開催
 - ・ 社会福祉法人「石見さくら会」
 - ・ 社会福祉法人「おおなん福祉会」
 - ・ 社会福祉法人「瑞穂福祉会」
 - ・ 社会福祉法人「邑智福祉振興会」
 - ・ 社会福祉法人「島根県社会福祉事業団」緑風園
 - ・ 医療法人「徳祐会」
 - ・ 社会福祉法人「邑南町社会福祉協議会」
- 12. 邑南町老人クラブ連合会事務局補佐
 - ・ 老人クラブ連合会 第16回総会の開催（4月）
 - ・ 理事会の開催（年6回）
 - ・ 第42回邑南町老連グラウンドゴルフ大会（瑞穂球場）
 - ・ 第43回邑南町老連グラウンドゴルフ大会（中野グラウンド）
 - ・ 第44回邑南町老連グラウンドゴルフ大会（羽須美中学）
 - ・ 第15回邑南町老連クロリティ大会（羽須美体育館）
 - ・ 第15回邑南町老連ペタンク大会（瑞穂球場）
 - ・ 第4回邑智郡内老人クラブグラウンドゴルフ大会（川本町）
 - ・ 第21回邑南町老連カラオケ大会（矢上交流センター）
 - ・ 島根県グラウンドゴルフ大会（出雲ドーム）10月15日
広報いずみの発行（年2回）

【地域福祉課】

I 住民誰もが安心して暮らせるよう総合相談機能の充実及び生活支援体制の整備を行い問題解決の仕組みづくりと具体的な支援活動を展開する。

1. 総合相談センターの運営と相談システムの拡充

- 1) 一般相談〔専任職員 10 名の配置〕
 - ・ 毎日型（よろず相談＝木曜日）
 - ・ 訪問型
- 2) 法律相談 年 1 2 回開催〔年 6 回＝司法書士〕
- 3) 教育相談 年 2 回開催
- 4) 女性相談 年 3 回開催
- 5) 関係機関・団体が実施する相談事業の紹介

2. 邑南町権利擁護センター事業の拡充

* 町委託事業

- 1) 法人後見の受任
- 2) 成年後見制度の啓発活動と相談体制の拡充
- 3) 日常生活自立支援事業の推進
- 4) 後見支援員の育成・活動支援
- 5) エンディングサポート（終活）の研究

3. 生活支援事業の実施

- 1) 生活福祉資金貸付事業（総合支援、福祉、教育ほか）
- 2) 民生融金貸付事業
- 3) 生活困窮者自立相談支援事業
- 4) 家計支援事業
- 5) 就労準備支援事業
- 6) おおなんレスキュー事業
- 7) 要援護者への生活支援活動（優友サポーターは派遣活動）

* 町委託事業

* 町委託事業

* 町委託事業

4. 地域包括ケアシステムの推進

- 1) 協議体の運営及び生活支援コーディネーター業務
- 2) 地域の生活課題・問題を共有する場（第 2 層協議体）の創設
- 3) 「我がごと・丸ごと」の地域づくりの強化
- 4) 新地域支援事業の創設と住民主体の地域づくりの実践

* 町委託事業

* 町委託事業

II 地域福祉の一層の充実を図るため地区社会福祉協議会や自治会等の活動への支援及び強化を図る。

1. 地区社会福祉協議会活動の促進・支援

- 1) 「地区社会福祉協議会会長会」（事務局＝町社協）の開催
- 2) 地区単位「いきいきサロン」の促進・支援（ボランティアの積極登用）
- 3) 地域歳末世代間交流会（地区社協主催）の支援

2. おおなん流自治会区福祉活動の推進
 - 1) 小地域ネットワークの開発・強化
 - 2) 新たな小地域福祉活動の研究・創設
 - 3) 地区社協や自治会等との新たな連携及び研究
- Ⅲ ボランティアセンターの基盤強化を図りボランティア活動を中心に福祉活動に参加する住民への支援と強化を図る。
 1. ボランティアセンターの運営・機能強化
 - 1) ボランティアセンター運営委員会の開催
 - 2) 「邑南町ボランティアの日」活動〔11月第2土曜日〕
 - 3) 災害ボランティアセンターの体制整備
 2. ボランティアの育成及び養成講座の開催
 - 1) ボランティア活動団体支援事業の実施
 - 2) 新規ボランティア団体の育成及び活動支援
 - 3) ボランティア活動における情報提供の徹底
 - 4) 一般住民への福祉教育推進
- Ⅳ 誰もが安心して子育てができる環境を整備するとともに、小地域活動の担い手や専門的人材など後進の育成のため、地域住民や子どもたちが福祉事業・活動を通じて、身近に福祉を体験できる福祉教育を推進する。
 1. 児童・青少年福祉の推進
 - 1) 学童生徒の福祉教育（手話・点字・疑似体験・車椅子指導）推進
 - 2) サマーボランティアスクールの開催
 - ・施設等体験型
 - ・プログラム型（教育委員会との共催）
 - 3) 福祉教育推進「福祉の学びあい」事業 * 島根県社会福祉協議会受託
 - 4) 子育て支援サービスの研究と他機関との連携
 - ・子育てサロン活動の促進・支援
 - ・子育てフェスタの参画
 - 5) 産前・産後の子育て世代へのサポート研究
 - 6) 福祉系大学・専門学校等実習生受入れ（社会福祉士・介護福祉士）
 - 7) おおなん奨学資金貸与事業（高校・専門学校・大学・短大等）
- Ⅴ 高齢者・障がい者（児）が地域で安心していきいきと生活できるよう支援を行う。
 1. 高齢者福祉サービス事業の実施
 - 1) 一人暮らし高齢者の生きがい活動支援
 - 2) 一人暮らし高齢者おせち料理配食（民生児童委員協議会と共催）
 - 3) 「敬老の日」配分事業（85歳長寿のお祝い）
 2. シルバー人材センター事業の推進
 - 1) 会員加入促進対策
 - 2) 多職種・他団体との連携

3. 障がい者福祉サービス事業の実施
 - 1) 知的障がい者支援（余暇活動・生活・就労）、交流事業の開催
・「邑南町手をつなぐ育成会」
 - 2) 難聴対策チャイム設置事業（10件）
4. 当事者組織・団体等への個別支援
 - 1) 知的障がい者及び家族会への支援活動
 - 2) 身体障がい者福祉協会への支援活動
 - 3) 精神障がい者及び家族会への支援活動
 - 4) 一人暮らし高齢者組織（ほたる会、いなほ会、さつき会）の支援
 - 5) 新たな当事者グループ等の組織化
- VI 各種関係機関との協働による新規事業の研究・検討の実施。
 1. 各種関係機関・団体との連携・調整と協働事業の開発
 - 1) 町内各種関係機関・団体との連携強化

・ 民生児童委員協議会	・ 公民館（12地区）
・ 自治会等事業協力団体	・ 障がい者等当事者団体
・ 医療・保健・福祉機関、介護保険事業所、関係団体	
・ 老人クラブ連合会	・ 駐在所 ほか
 - 2) 新たな支え合いファンド事業（島根県社協の事業窓口業務）
 - 3) 事業部会（地域福祉）の開催
 - 4) 邑南町地域福祉活動計画評価検討委員会の開催
 2. 共同募金運動（島根県共同募金会＝邑南町共同募金委員会）への協力
 - 1) 「共同募金」「歳末助けあい運動」への協力
 - 2) 「チャリティ神楽大会」の開催
- VII 町民の皆様に社協（町社協・地区社協）活動を知ってもらい福祉意識を啓発していく。
 1. 広報活動の推進
 - 1) 広報「おおなん社協」の発刊（年6回）
 - 2) ホームページの拡充、管理
 - 3) 邑南町ケーブルテレビ事業との連携

【在宅福祉課】

町の委託事業については、福祉課・地域包括支援センターとの連携を図りながら、在宅生活における介護予防の維持・強化を図ることはもとより、利用者の心身の状況に基づいた安心・安全の質の高いサービスを実施します。

1. 地域支援事業

1) 通所型介護予防事業（交流型デイサービス）

* 町受託事業

来所頻度 [1回/2週間]

開催場所 安心センター・瑞穂東デイサービスセンター・雲海プラザ

情報交換や健康増進の場として予防デイサービス事業を実施し、介護予防に努めるべく事業の実施を推進いたします。

2) 訪問型介護予防事業（配食サービス）

* 町受託事業

	調理・配食拠点	配食予定数
配食目標	瑞穂東デイサービスセンター〔本部〕	8,750食
	安心センター〔東部SC〕	2,750食

2. 軽度生活支援ハウス事業（安心センター居住）運営

* 町受託事業

高齢等のため自宅において生活することに不安のある方に、必要に応じ住居を提供することにより、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、生きがいのある生活を送り続けていただけるよう事業を実施します。

入居定員 15室（17名 夫婦居室2室）

3. 生きがいと健康づくりの推進

* 町受託事業

それぞれの知識・技能を生かした趣味活動を通じ、情報交換や健康増進を図るべく事業を推進します。

- ・高齢者ふれあいプラザ「雲海」、 「若返り館」（矢上）の管理・運営
- ・「ねんりん工房」（阿須那）の管理・運営

4. 祭壇事業の運営（羽須美地区）

5. 地域で安心して、いきいきと生活できるよう地域福祉課と連携しながら事業推進を図る。

【居宅介護支援事業課】

◇事業の目的

介護保険法の理念に基づき、利用者が可能な限り住み慣れた地域において、心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健・医療・福祉サービス等が受けられるように、各事業者と連携して、自立した生活を送れるよう居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等を行います。

◇事業目標◇

居宅介護支援事業化については、東西 2 か所の事業所で業務をおなっていました。が、存続可能な事業所の運営及び職員の負担軽減、業務の効率化等を検討した結果、令和 2 年度より本部に事業所を集約し、全町をカバーする体制に変更します。

〔数値目標〕

要介護利用者 260名

要支援利用者 110名

* 質の高いケアマネジメントを推進する観点から、特定事業所加算Ⅱを算定する。

【通所事業課】

1. 通所介護事業〔邑南社協東部・西部通所介護事業所〕

要介護状態となった場合においても、利用者様が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の介護および機能訓練を行います。また利用者様の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

介護予防・日常生活自立支援総合事業では、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行い生活機能の維持又は向上を目指します。

障がい者通所事業では、自己決定を尊重し利用者本位のサービス提供を目指します。

重点目標

- ① 総合事業・軽介護者の確保及び定着に努めます。
 - ・ 居宅支援事業、在宅支援事業と連携を図り新規利用者の増加を図ります。
 - ・ 利用者ニーズに合わせた事業の提案、実施に努めます。
- ② 通所介護事業の活動内容を載せたミニ広報誌の配布を継続しPRに努めます。
- ③ 通所介護加算の算定取得に努めます（機能訓練・入浴介助・介護職員体制）
- ④ 接遇、言葉使いなどに配慮し、居心地の良い環境づくりに努めます。

数値目標

東部通所介護事業所：利用者登録数 95 名（1 日平均 25 名）

西部通所介護事業所：利用者登録数 90 名（1 日平均 25 名）

（障がい生活介護を含む）

3. 高齢者等外出支援事業

* 町受託事業

（西部通所介護事業所）

重度要介護者が住み慣れた地域社会の中で生活できるよう支援し、福祉の向上を図ります。

【訪問事業課】

1. 訪問介護事業〔邑南社協東部・西部訪問介護事業所〕

住み慣れた自宅でいつまでも生活がしたいと願う利用者様や、ご家族の要望に応え、関係機関と連携を取りながら、安心して利用いただけるサービス提供を行います。

〔訪問件数〕 介護保険・総合事業・障がいサービス

東部訪問介護事業所 訪問件数 50名

西部訪問介護事業所 訪問件数 50名

2. 訪問看護事業〔邑南社協訪問看護事業所〕

利用者様や、ご家族様の思いに沿った在宅療養生活の実現に向けて、専門性を発揮し健康の維持、回復など生活の質が向上するよう、予防から看護までを支えます。心身の健康状態や障がいの状態を観察し、状態に応じた助言、緊急対応、さらに医療的ケアが必要な方に対し、主治医と連携を強化し医療的処置、医療機器の管理を行います。

また、24時間の電話相談や必要時には緊急訪問看護を提供できる体制を整え、最後までその人らしく尊厳のある生活ができるようサービス提供を行います。

訪問件数 35名

3. 福祉用具貸与（販売）事業〔邑南社協福祉用具貸与（販売）事業所〕

利用者様の心身の状況、生活環境や要望等をふまえ適切な福祉用具を貸与し、自宅で自立した日常生活がおくれ、家族介護の負担の軽減が図れるようサービス提供を行います。貸与できないものは販売も行い介護環境の整備のためサービス提供を行います。

〔数値目標〕

介護保険利用者 160名 一般利用者 40名

販売件数 100件

* 研修会等への参加により職員の専門性の向上を図ります。

【邑南町出前講座】

分類	番号	講座名	内容	担当課
健康 福祉	1	日常生活自立支援事業について 成年後見制度について	邑南町権利擁護センター	地域福祉課
	2	手話・点字・要約筆記教室	障がい者の理解と支援	地域福祉課
	3	高齢者・障がい者疑似体験教室	高齢者・障がい者の生活を 疑似体験	地域福祉課
	4	福祉機器・介護機器について	高齢者・障がい者にやさしい 福祉機器	訪問事業課
	5	介護保険サービスについて	「嫁が見る介護」から「福祉サービス」を利用した介護へ	居宅介護 支援事業課